

様式第4号（第7条関係）

パブリックコメント募集案件概要書

【案件名：第3次つくば市農業基本計画（案）】

つくば市経済部農業政策課

○ 計画等を必要とする背景・提案に至るまでの経緯

現行計画である「第2次つくば市農業基本計画」の計画期間が本年度末をもって満了を迎えることから、新たな農業政策の方向性や将来像を示した計画である「第3次つくば市農業基本計画」を策定するもの。

○ 他の自治体の類似する計画等の事例

- ・水戸市農業基本計画（第5次）（計画期間：2024年度-2028年度）
- ・つくばみらい市農業基本計画（計画期間：2024年度-2033年度）
- ・2024-2028 常総市農業ビジョン（計画期間：2024年度-2028年度）

○ 未来構想における根拠又は位置付け

つくば市戦略プラン

- ・Ⅰ－2 資源をみがき、魅力あふれるまちをつくる
- ・Ⅱ－6 身近な自然を守り、楽しみ、持続させる

○ 関係法令、条例等

特になし

○ 計画等の実施により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む。）

今後の農業政策の方針及び将来像を明確化することにより、市民や地域の農業者・農地所有者、農業関係団体、農業関係事業者、研究機関、行政等の多様な主体が本市の農業政策の方向性や期待される役割を理解し、計画の実現へ向けて多様な主体が連携して各種施策を実行することができる。



第3次 つくば市 農業基本計画 【概要版】（案）

令和7年(2025年) 月

〔対象期間〕

令和7年度(2025年度)から

令和16年度(2034年度)まで

計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨

本市においては、令和2年（2020年）12月に第2次つくば市農業基本計画（以下、第2次計画）を策定し、「多様な力がつながり実現する持続可能な農業」を目指すべき姿として、各種施策に取り組んできました。

第2次計画策定後、国の農政の基本理念や政策の方向性を示す食料・農業・農村基本法の見直しやみどりの食料システム戦略が策定されるなど、食料安全保障確保、環境と調和のとれた食料システムの構築等の方向性が示されています。

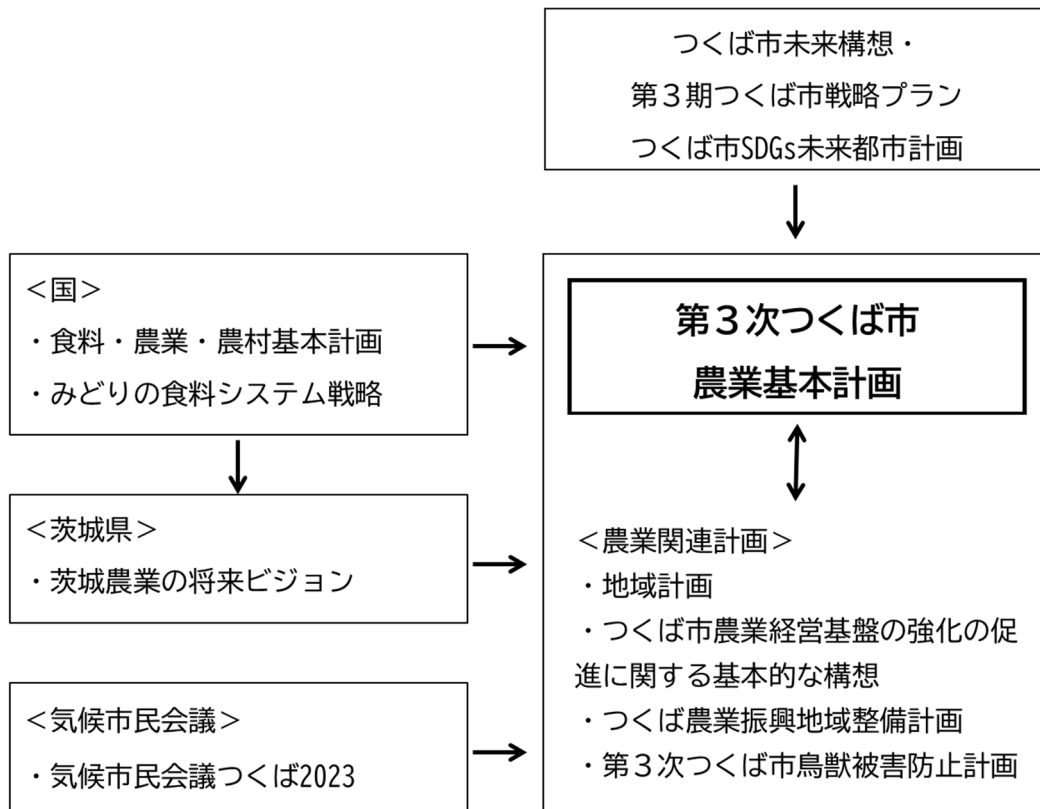
他方、農業の現場においては、農業者の高齢化や減少、遊休農地の増加、生産資材等の高騰など、農業を取り巻く環境は年々厳しさが増しており、非常に難しい局面に立たされています。

このような背景をふまえ、本計画は、本市農業の方向性を示し、将来像の実現に向けて、計画的な農業施策の実行につなげることを目的に策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、本市の今後のまちづくりの指針である「つくば市未来構想・戦略プラン」を上位計画とする農業分野の個別計画として位置づけます。

なお、本計画は、国の食料・農業・農村基本計画やみどりの食料システム戦略、県の茨城農業の将来ビジョン等と整合を図りながら、本市農業の将来像の実現を目指します。



3. 計画期間

本計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）までの10年間とします。なお、計画期間の中間年度にあたる令和11年度（2029年度）に、計画の進捗状況の評価及び中間見直しを実施します。

4. 計画の推進

本計画に基づく各種施策を展開するため、市をはじめとした行政機関やＪＡ、農業者のほかに、多くの市民や事業者が協力・連携しながら取り組んでいきます。

つくば市農業の現状と課題

(1) 担い手の確保・育成に関する現状と課題

本市の農業経営体数は、平成17年（2005年）から令和2年（2020年）の15年間で57.3%減少し、2,196経営体となりました。また、基幹的農業従事者の年齢階層別の構成を見ると、令和2年（2020年）の70歳以上の割合が49.4%と半数近くを占める一方、49歳以下は5.5%と若年層の割合が小さく、農業者の減少及び高齢化の傾向が非常に顕著であることから、「担い手の確保・育成」が急務となっています。

① 担い手の確保・育成

農業者アンケート調査結果において、今後10年間に「引き継ぐ後継者がいない」と回答した割合は、認定農業者でも36.3%となっていますが、認定農業者・新規農業者以外の農業者（以下、「その他市内農業者」という。）では60.3%と高くなっています。

また、10年後の経営規模（農地面積）を「縮小したい」、「離農したい」と回答した農業者がその理由に挙げた項目として、「後継者がいない」と回答した割合は、認定農業者59.1%、その他市内農業者76.4%と高くなっています。

他方、本市農業振興に必要な取組について、「担い手の確保・育成」と回答した割合は、認定農業者35.6%、その他市内農業者39.7%と他の回答と比較して高くなっており、後継者を含む担い手の確保及び育成が課題となっています。

② 農業者の所得の向上

農業者アンケート調査結果において、つくば市が「効率的かつ安定的な農業経営の指標」として目標設定している年間所得の 580 万円未満と回答した割合が、認定農業者は 62.6%となっており、目標値を下回る農業者の割合が高い状況です。また、本市農業振興に必要な支援策として、「農業者の所得向上」と回答した割合は、認定農業者 65.0%、認定新規就農者 91.7%と非常に高く、農業者の所得の向上が喫緊の課題となっています。

③ 農作業の効率化

農業者アンケート調査結果において、10 年後の経営規模（農地面積）の意向を「規模拡大」・「現状維持」と回答した農業者が、それを実現するにあたり必要な取組として挙げた項目として、認定農業者は「農地の集約化」と回答した割合が 49.1%と最も高く、次いで「農作業の効率化・機械化（スマート農業の推進）」の 48.1%となっています。認定新規就農者については、「農地の集約化」、「農作業の効率化・機械化（スマート農業の推進）」が同率で 70.0%、その他市内農業者では、「農地の集約化」、「農作業の効率化・機械化（スマート農業の推進）」と回答した割合が 25.0%と同率で 2 番目に高く、「規模拡大・現状維持」を希望する意欲ある農業者への支援として、農地の集積・集約化を含む農作業の効率化に取り組んでいく必要があります。

(2) 農地や環境の保全・有効活用に関する現状と課題

より少ない人数で多くの農地を耕作するには、農作業効率が高まるよう地域計画に基づき農地の集積・集約化等を進めるとともに、農地の大区画化等の基盤整備を促進する必要があります。

① 農地の大区画化等の基盤整備の促進

農業者アンケート調査において、「耕作放棄地がある」と回答した農業者がその理由として挙げた項目について、「農地の条件が悪く耕作に適さなかったり、農道や用排水などが整備されていないため」と回答した割合が認定農業者 58.8%、認定新規就農者 50.0%、その他市内農業者 35.9%と他の回答と比較していずれも高くなっており、基盤整備等を進め、活用しやすい農地へ転換していく必要があります。

② 環境に配慮した農業の推進

国は地球温暖化の深刻化等を背景に、みどりの食料システム戦略により有機農業をはじめとした環境に配慮した農業を推進しており、本市においても環境に配慮した農業に取り組んでいく必要があります。

農業者アンケート調査において、環境に配慮した農業（有機農業、無農薬栽培、減農薬・減化学肥料栽培のいずれか）に取り組んでいると回答した割合は、認定農業者及び認定新規就農者の 8 割に達しています。一方、環境に配慮した農業に取り組む農業者のうち、今後、慣行栽培に移行したいと回答した農業者及び環境に配慮した農業に取り組んでおらず、今後も取り組む予定が

ないと回答した農業者が、その理由に挙げた上位2項目は、「労働力が確保できない」、「栽培管理に手間がかかる」となっており、環境に配慮した農業の導入や継続には、手間のかかる栽培管理を担う労働力の確保等を解決するための環境整備が急務となっています。

他方、市民アンケート調査において、「有機農産物を日常的に購入している」、「時々購入している」と回答した割合が合わせて34.4%となっており、消費者である市民に対し、環境に配慮した農業や農産物の理解を向上させたり、魅力を伝えたりする取組が不十分である状況が浮き彫りとなりました。

環境に配慮した農業の普及のためには、農業者に対しては、労働力の確保や栽培技術の向上、市民に対しては、環境に配慮した農業・農産物に対する価値観の転換を図る等、生産・販売・消費の各側面から環境の整備や意識の醸成を図る必要があります。

(3)市民と農とのつながりの強化に関する現状と課題

第2次計画【基本方針3 特徴ある地域農業の確立】の、「地産地消の推進」、「農産物の付加価値化」、「市民が積極的に関わる農業の推進」に取り組んだ結果、地産地消店は160店舗（R6.4.1時点）となり目標値を達成しました。一方で、市民アンケート調査の結果、つくば市の地産地消の取組の認知度が低い、地産地消に係る情報媒体の閲覧割合が低い等の課題があり、地産地消に関する市の取組が市民に認知されていないことが浮き彫りになっているため、地産地消を推進していくためには、市民と農とのつながりを強化していく必要があります。

① つくば市農産物の購入促進

市民アンケート調査において、つくば市産農産物の購入頻度は、「日常的に購入している」が33.1%、「時々購入している」が38.0%と多くの回答者がつくば市産農産物を購入しています。しかし、「購入したことがある」が11.7%、「購入したことがない」が1.9%、「分からない・こだわりのない」が14.8%と購入頻度の少ない回答者もいます。その理由は、「つくば市産農産物・生産者にこだわりのないから」が58.7%、「近くに購入できる場所がない・少ないから」が29.8%と回答割合が高くなっています。

つくば市産農産物・生産者に愛着やこだわりが持てるような機会の創出や市内各地にある農産物直売所などの農産物・農産加工品の販売店舗等の情報発信を強化していく必要があります。

② 地産地消の推進

市民アンケート調査において、地産地消推進に対する認識は、「積極的に推進すべき」が42.9%、「推進すべき」が40.4%と多くの回答者が地産地消を推進すべきと回答しており、市民の地産地消に対する意識が非常に高いことが分かりました。

一方、地産地消の推進に必要なことは、「地元の農産物の販売店舗を増やす」が68.3%、「学校給食での使用」が47.5%、「マルシェ等の開催により、地元食材を購入できる機会の提供」が36.9%と回答割合が高くなっています。また、地産地消推進のために市民に提供すべき情報は、「購入できる場所の情報」が66.1%、「つくば市産農産物に関する情報」が53.0%と回答割合が高くなっ

ています。地産地消に高い意識を持つ市民に対し、農産物や販売場所等のほか、市産農産物を使用したメニューやおさけを提供する地産地消店などの情報を効果的に発信するのと併せて、生産者の顔が見える販売イベント等を行うことで、市産農産物や生産者に対して自然と愛着がもてる環境を作り、地産地消の好循環を生み出すことが重要です。

③ 情報発信力の強化

市民アンケート調査において、本市の地産地消の取組等について、45.4%の回答者が「あてはまるものがない（知っているものがない）」と回答しており、情報発信を強化していく必要があります。「広報つくば」の閲覧割合は75.7%と高くなっていますが、本市の地産地消推進の総合ウェブサイトである「Farm to Table つくば」を普段から閲覧する回答者割合は0.3%となっており、情報発信力の弱さが課題となっています。

情報発信力の強化のためには、本市の持つ発信媒体を活用して魅力発信をより活発化させるとともに、つくば市産農産物や農業・農産物の魅力の認知度向上を図るため、市民に「農」への愛着や理解を深めてもらえるような、収穫体験等の農業体験機会の提供や販売イベント等の実施により、市民と農のつながりを強化する取組を進める必要があります。

つくば市農業の方向性

1. 将来像(目指すべき方向)

本市は、肥沃で平坦な農地、温暖な気候など、恵まれた農業環境が整っている地域であり、これらの恵まれた環境をいかして、米や野菜、果実、花き、芝、畜産物等の様々な農産物が生産されています。本市の農業を持続可能で活力ある産業とするために、中核となる担い手が農業をしやすい環境の整備や、収益性の高い農業経営の確立を支援するとともに、環境負荷低減等の取組を推進し、農地の保全に努めていくことが大切です。また、市民一人一人がつくばの農業や農産物の価値を理解し、身近な応援団として、つくばの農業を支えながら次世代へとつないでいくことが重要です。

そこで、本市農業の目指すべき姿を、「多様な力を結集し次世代へつなぐ農業」とし、市民や地域の農業者・農地所有者、農業関係団体、農業関係事業者、研究機関・大学、行政等の多様な主体が本市の農業や農産物の魅力と価値を共有し、高めながら、地域経済を支える産業として次世代へ継承することを目指します。

『 多様な力を結集し次世代へつなぐ農業 』

2. 基本方針

将来像の実現に向けて、農業政策の3つの柱となる基本方針を定めます。

基本方針1 担い手の確保・育成

本市の農業を持続可能で活力ある産業とするため、既存の担い手への効果的な支援に加え、新たな担い手を確保・育成していく必要があります。農地の集積・集約化やスマート農業技術の普及等により農作業の効率性向上を図り、少ない人数で効率的に耕作できるようにしていきます。また、担い手の所得向上や農業経営の課題解決につながる支援を通じて「担い手の確保・育成」に取り組んでいきます。

基本方針2 農地や環境の保全・有効活用

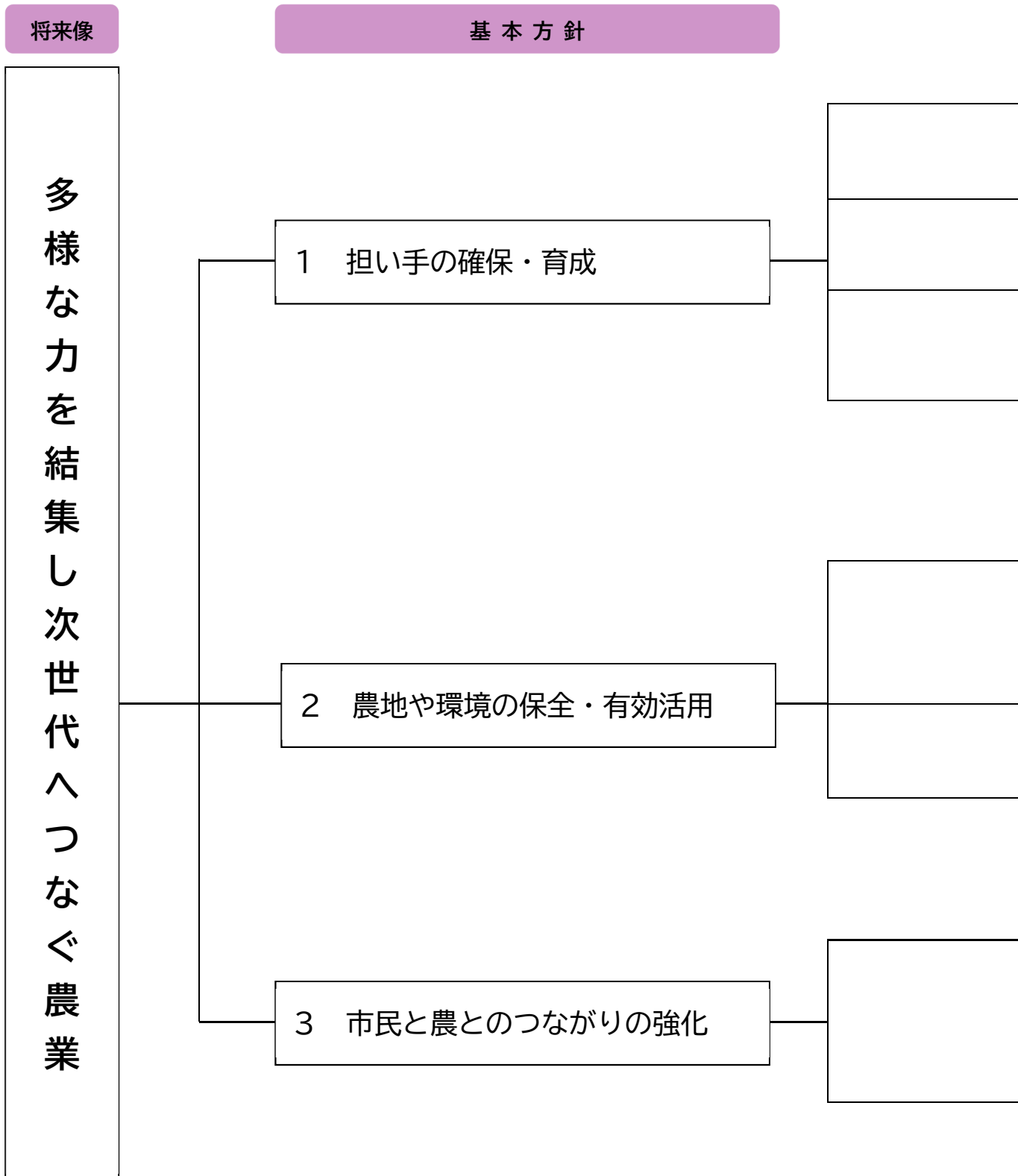
農業の生産基盤となる農地を次世代に引き継いでいくためには、農地を生産しやすい環境に整えていく必要があります。現代の生産環境に適した農地の整備に加え、みどりの食料システム戦略に基づき、環境に配慮した農業を推進し、「農地や環境の保全・有効活用」に取り組んでいきます。

基本方針3 市民と農とのつながりの強化

本市は生産地と消費地が共存する地産地消に適した環境にあることから、地産地消店の拡大や情報発信サイト「Farm to Table つくば」での情報発信等に取り組んできました。引き続き、これらの取組に力をいれていくほか、効果的なプロモーションを取り入れることで地産地消を推進し、「市民と農とのつながりの強化」に取り組んでいきます。

3. 施策体系

3つの基本方針に基づき、「多様な力を結集し次世代へつなぐ農業」の実現のため、体系的に施策を実施していきます。



基本施策	具体的施策
(1) 新たな担い手の確保・育成・支援	① 意欲ある担い手に対する支援 ② 就農しやすい環境の整備
(2) 意欲ある担い手への農地の集積・集約化支援	① 地域計画への位置づけによる農地集積・集約
(3) 担い手の所得向上	① スマート農業技術の普及・活用支援 ② 生産コスト増加に対する支援
(4) 農業経営支援	① 労働力不足の解消 ② 持続可能な経営に対する支援 ③ 気候変動に対する支援
(1) 環境に配慮した農業の推進	① 環境に配慮した農業に対する価値観の転換 ② 環境に配慮した栽培技術の習得環境の整備・認証取得支援 ③ 環境に配慮した農業参入・拡大支援 ④ 慣行農業等と共生できる環境の整備
(2) 農地の有効活用	① 基盤整備事業の推進 ② 活用しやすい農地への転換支援
(3) 遊休農地対策	① 遊休農地化防止支援 ② 遊休農地再生支援
(1) 地産池消の推進	① つくば市産農産物の学校給食での活用、児童生徒への農育・食育の実施 ② つくば市産農産物の販売店舗数拡大 ③ つくば市産農産物の販売情報提供 ④ つくば市産農産物・農産加工品のブランド化
(2) 農産物の価値や農業・農業者の魅力発信（「農」に親しむ）	① 各種媒体や体験・交流等を通じた魅力発信 ② 農業体験機会の提供 ③ つくば市産農産物の販売機会提供

具体的施策の詳細

基本方針1 担い手の確保・育成

基本施策(1) 新たな担い手の確保・育成・支援 -----

① 意欲ある担い手に対する支援

ア) 農業者ネットワークの構築

認定農業者と新規就農者、新規就農希望者と先輩農業者、後継者同士等の様々な農業者のネットワークづくりを行い、情報交換や営農スキルの向上、課題が相談できる環境を整え、地域農業を支えていきます。

イ) ビジネス感覚を持った強い経営体の育成

地域農業を牽引する担い手の育成や経営力の強化を図るため、経営改善計画の認定を進めます。また、経営の発展や経営基盤の強化に取り組む経営体に対しては、関係機関と連携し、消費者ニーズに合わせた販売戦略に関する研修会や個別指導を行うなどの支援を行います。

② 就農しやすい環境の整備

ア) 新規就農希望者の就農へ向けた支援

ウェブサイト等による就農に関する情報発信や農地確保の支援、先輩農業者との交流機会の創出など、新規就農希望者の就農を支援します。また、関係機関と連携し、農業経営や栽培技術等に関する研修機会の周知や支援事業等の情報を提供していきます。

イ) 新規就農者の育成、就農後のフォローアップ

青年等就農資金の借入れや新規就農者育成総合対策等の支援を受けることができる青年等就農計画制度等の周知のほか、やむを得ず離農する担い手の農機具・設備等を新規就農者へ引き継ぐためのサポートを検討していきます。

また、認定農業者へステップアップできるよう、関係機関と連携し、経営の持続化へ向けた支援を行います。

基本施策(2) 意欲ある担い手への農地の集積・集約化支援 -----

① 地域計画への位置づけによる農地集積・集約

ア) 意欲ある担い手等への農地の集積・集約の推進

地域農業の将来の在り方を示した「地域計画」に基づき、認定農業者や新規就農者、将来の多様な担い手に対する農地の集積・集約を促進します。また、やむを得ず離農する担い手の農地を新たな担い手へ引き継ぐためのサポートを行っていきます。

イ) 農地中間管理事業の活用

地域計画に基づき、農地中間管理事業を活用した担い手への農地の集積・集約を進めます。

ウ) 農地所有者の意向の把握

関係機関や農業委員会等と連携し、地域でのヒアリングやアンケート調査等を実施しながら、農地の利用状況や営農に関する意向を把握し、農地の集積・集約へ向けた情報の収集を行います。

基本施策(3) 担い手の所得向上 -----

① スマート農業技術の普及・活用支援

ア) スマート農業の推進

高品質な農産物の安定生産や農作業の省力化・効率化を目指し、デジタル技術等を活用した先進的な施設・設備を導入しようとする農業者を支援します。また、新技術の情報を農業者へ発信していきます。

② 生産コスト増加に対する支援

ア) 高収益作物等の導入推進

農業関係団体や県等の行政機関、研究機関等と連携し、高収益作物に関する研修会や、コスト削減に向けた新技術の導入に関する情報交換等を行い、高収益作物等の導入を推進します。

基本施策(4) 農業経営支援 -----

① 労働力不足の解消

ア) 多様な労働力の確保

農業以外の仕事を持ちながら、副業的に農業に従事したい者や、リタイア後の生きがいとして農業に従事したいという意向を持つ者など、地域農業を支える担い手をサポートする人材として援農できるよう、環境整備を行います。

イ) 農福連携の促進

福祉施設への農作業委託や障害者の直接雇用等を通して、農業労働力を確保できるよう、農福連携を進めます。

② 持続可能な経営に対する支援

ア) 持続可能な経営に対する支援

農業経営を持続化させるために必要な機械の導入や農業用施設などの設備投資に対する国・県・市などの支援制度の周知や導入の支援を行うとともに、配送に対する支援について検討していきます。

イ) 農業経営継承に対する支援

地域の担い手から経営の移譲を受けることを希望する後継者に対し、農業経営に関する情報提供や研修機会の周知を行うほか、農業関係団体や県等の行政機関と連携し経営継承による就農支援を行います。

③ 気候変動に対する支援

ア) 農業経営リスク対策の推進

異常気象や自然災害による収量低下や収入減少に備えるため、気候変動に対応する品種・品目についての情報提供のほか、農業保険への加入を推進します。

イ) 気候変動に対応する品種・品目への普及啓発

気候変動に対応する品種・品目の農作物に対する消費者の理解が進むよう、情報提供を行っていきます。

基本方針2 農地や環境の保全・有効活用

基本施策(1) 環境に配慮した農業の推進 -----

① 環境に配慮した農業に対する価値観の転換

ア) 有機栽培・特別栽培等の農業に関する消費者意識の醸成

有機栽培・特別栽培等の農産物の販売・PRイベントを開催し、農業者と消費者の交流機会を創出することにより、有機栽培・特別栽培等の農業に関する理解を深めてもらい消費者意識の醸成を図ります。

② 環境に配慮した栽培技術の習得環境の整備・認証取得支援

ア) 栽培技術の習得支援

民間事業者等が開催する有機農業等の環境に配慮した農業に関する研修会への農業者の参加を支援し、栽培技術等の向上を図ります。

イ) 有機(特別栽培等)農業への参入・拡大支援

有機 JAS 認証の取得や土壌診断等の取組、有機栽培・特別栽培等の農産物の生産拡大に必要な有機資材や有機栽培(特別栽培等)に資する機材等の購入を支援します。

③ 環境に配慮した農業参入・拡大支援

ア) 有機栽培・特別栽培等の農産物の販路支援

有機米や有機栽培・特別栽培等の農産物の販路の一つとして、学校給食への使用機会を増やし、普及を推進します。

④ 慣行農業等と共生できる環境の整備

ア) 有機農業者と慣行農業者の相互理解促進

有機農業の推進においては、地域の実情や農業者その他関係者の意向に配慮し、茨城県GAP規範の遵守やドリフト(農薬飛散)防止についての取り組みを進めていくことが大切です。そのため、農薬散布等に関して、有機農業者と慣行農業者の相互理解促進に努めます。

基本施策(2) 農地の有効活用 -----

① 基盤整備事業の推進

ア) 生産しやすい農地への基盤整備

地域において合意形成を図り、未整備地区の整備や大規模区画等への再整備など、生産性の向上を図るために不可欠な基盤整備を促進し耕作しやすい農地を創出するとともに、農地の集積・集約化を促し、担い手が営農しやすい環境づくりを目指します。

② 活用しやすい農地への転換支援

ア) 農地の保全と有効活用

将来にわたって農地を良好な状態で次世代に引き継いでいくため、農地の有する多面的機能を維持・発揮できるよう農地の有効活用につながる活動を支援します。

基本施策(3) 遊休農地対策 -----

① 遊休農地化防止支援

ア) 優良農地の保全

「つくば農業振興地域整備計画」に基づき、無秩序な開発行為を抑止し、農業の基盤となる農地を保全していきます。

イ) 集積・集約化支援

農地利用最適化推進委員が主体となって農地の出し手と受け手とのマッチングを進め、市と連携して担い手への農地利用の集積・集約化を支援していきます。

② 遊休農地再生支援

ア) 遊休農地解消緊急対策事業

遊休農地を解消し、営農するために行う簡易な整備を支援します。また、農業委員及び農地利用最適化推進委員が連携して農地の利用状況調査を行い、遊休農地を早期に発見するとともに、遊休農地の所有者に対して利用意向調査を行います。調査の結果、利用の見込めない農地については、担い手とのマッチングを進め、遊休農地の解消を支援していきます。

イ) 遊休農地表土流出等防止事業

休耕農地からの土ぼこりと表土流出防止に効果のあるカバークロップ（被覆植物）の種子を配布し、緑肥としてすき込みをすることで、遊休農地化するのを未然に防ぐ支援をしていきます。

また、カバークロップは土壌に有機成分を供給する働きや土壌を改良する効果も高いことなどから、広く周知を行い、活用を推進していきます。

基本方針3 市民と農とのつながりの強化

基本施策(1) 地産地消の推進

① つくば市産農産物の学校給食での活用、児童生徒への農育・食育の実施

ア) 地場産物の学校給食への活用推進

「つくば市の学校給食における地産地消推進ガイドライン」に基づき地場産物の学校給食への活用を推進します。

② つくば市産農産物の販売店舗数拡大

ア) 地産地消店の拡大

市内の農業者が生産した農産物を使用したメニューや市内で醸造されたおさけを提供する飲食店や販売店として認定を受けた「地産地消店」の店舗数の拡大を図ります。

③ つくば市産農産物の販売情報提供

ア) 市内直売所のPR

市産農産物の取扱店を広く知ってもらうため、市内直売所を紹介するパンフレット等を作成するとともに、ホームページ等で周知していきます。

④ つくば市産農産物・農産加工品のブランド化

ア) 特産品の生産振興

米、ねぎ、ブルーベリー、芝について、農業関係団体や生産者団体等と連携し、特産品のPRなど生産振興を支援します。また、平成29年（2017年）12月に国から「つくばワイン・フルーツ酒特区」の認定を受け、地域の特産物を原料とする果実酒などの最低製造数量基準が下がったことにより、小規模な生産者も酒類製造免許の取得が可能となったため、「つくばワイン」の原料となるワイン用ぶどうの生産を振興します。

イ) ブランド化の推進

生産地と消費地が共存している特性を生かし、生産者の顔が見える農産物としてブランド化を進めるとともに、持続可能性や農業者による新たなチャレンジといった本市ならではの切り口を加えることにより、市民や事業者等が本市農業や農産物を応援する意識の醸成を図ります。

基本施策(2) 農産物の価値や農業・農業者の魅力発信（「農」に親しむ） --

① 各種媒体や体験・交流等を通じた魅力発信

ア) つくばの農産物や農業に関する魅力の発信

地産地消推進専用ウェブサイト「Farm to Table つくば」をはじめとする各種媒体や集客イベントなど、地産地消店や市産農産物、農業者をPRする効果的な手法を検討し、つくば市の農と食の魅力や地産地消の価値を発信していきます。

② 農業体験機会の提供

ア) 市民が農業を身近に感じられる場の創出

生産者と消費者の顔が見える関係を構築し、相互理解を育むため、子どもから高齢者までの幅広い世代の市民に対して、農業に関する多様な体験の機会を提供します。また、播種や収穫といった一部分の農作業体験だけではなく、農作物の栽培に関わる一連の農作業を体験する機会などを通して、市民が本市農業に関心を持ち、市産農産物の生産や消費に積極的に関わることができるよう取り組んでいきます。

③ つくば市産農産物の販売機会提供

ア) 農産物・農産加工品の販売機会の充実

市産農産物・農産加工品の販売イベント等を実施し、地産地消の価値と市産農産物の安全性やおいしさなどを市民等に体感してもらい、地域内での消費拡大や農業者と消費者の交流機会を充実させることで、地産地消の推進に寄与するよう取り組んでいきます。

達成目標

基本方針１ 担い手の確保・育成の達成目標

達成目標項目	2023 年度末	2029 年度末	2034 年度末
認定農業者数	279 経営体	305 経営体	330 経営体
農業者同士の情報交換会・研修会実施回数	年 1 回	年 3 回	年 3 回
認定新規就農者数（累計）	13 経営体	25 経営体	50 経営体
担い手への集積率（集積面積）	32.5%(3,218ha)	50.0%(4,950ha)	66.0%(6,534ha)
農地中間管理機構から担い手への貸借面積	702.5ha	1,000.0ha	1,250.0ha
スマート農業推進事業補助金活用者数（累計）	4 件	50 件	100 件
高収益作物に関する研修会等への参加、 情報提供数	年 1 回	年 2 回	年 3 回
国・県事業、市単農業機械等整備支援事 業の補助金活用者数(累計)	5 件	120 件	235 件
気候変動に対応する品種・品目の周知回数	年 0 回	年 1 回	年 1 回

基本方針２ 農地や環境の保全・有効活用の達成目標

達成目標項目	2023 年度末	2029 年度末	2034 年度末
研修会への参加、情報提供回数	年 1 回	年 1 回	年 2 回
有機 JAS 認証等支援件数	0 件	5 件	10 件
有機栽培圃場面積	88.7ha	106.2ha	123.7ha
農薬散布等に関する周知回数	年 3 回	年 3 回	年 3 回
水田の圃場整備率	89.7%	90.0%	90.3%
畑の圃場整備率	45.3%	45.4%	45.5%
遊休農地解消に資する補助金を活用して 再生した農地面積	0ha	25.0ha	50.0ha
カバークロップの活用面積	32.5ha	40.0ha	45.0ha

基本方針３ 市民と農とのつながりの強化の達成目標

達成目標項目	2023 年度末	2029 年度末	2034 年度末
地産地消率（金額ベース）	35.7%	60.0%※ ¹	※ ²
地産地消率（食品数ベース）	15.4%	25.0%※ ¹	※ ²
地産地消店舗数	160 店	190 店	215 店
市産農産物に関する周知回数	年 0 回	年 1 回	年 1 回
市内直売所に関するパンフレット配布枚 数	年 0 枚	年 10,000 枚	年 10,000 枚
農産物オーナー制参加者数	344 人	359 人	374 人
農業サポーター活動従事者数	738 人	750 人	750 人
農業体験イベント等参加者数	155 人	160 人	165 人
農産物の直売イベント開催数	年 0 回	年 1 回	年 2 回

※¹「つくば市の学校給食における地産地消推進ガイドライン」における令和 10 年度の目標値

※²「つくば市の学校給食における地産地消推進ガイドライン」に準ずる

第3次つくば市農業基本計画【概要版】

編集・発行 つくば市 経済部 農業政策課

〒305-8555

茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

TEL：029-883-1111（代表）